

倉敷市立船穂中学校 いじめ問題への対策に関する年間計画 [令和8年度]

|      | 会議, 委員会 等                                       | 学 校 が 実 施 す る 取 組                              |                                   |                                  |
|------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
|      |                                                 | ① いじめ防止の取組                                     | ② 早期発見の取組                         | ③ いじめへの対処                        |
| 4 月  | ○職員会議<br>基本方針、指導計画の<br>確認<br>○いじめ対策委員会          | ○学年集会、学級づくりの取組                                 |                                   | ○発生事案への対処<br>○対応手順の確認(対策委員会)     |
| 5 月  | ○いじめ対策委員会                                       | ○学年集会                                          |                                   | ○アンケート結果の分析・検討<br>必要に応じて対処(生徒指導) |
| 6 月  | ○学校評議員会<br>いじめ問題に関する<br>意見交換<br>○いじめ対策委員会       | ○「いじめゼロ宣言」(生徒総会)※<br>○いじめについて考える週間の<br>取組(生徒会) | ○教育相談<br>○いじめ等に関するアンケート(人<br>権教育) |                                  |
| 7 月  | ○いじめ対策委員会                                       | ○防犯教室                                          | ○三者懇談後、生徒の様子により<br>保護者と懇談         |                                  |
| 8 月  | ○職員研修<br>いじめの講演会・<br>ネットなど<br>○いじめ対策委員会         |                                                |                                   |                                  |
| 9 月  | ○いじめ対策委員会                                       | ○学年集会                                          |                                   |                                  |
| 10 月 | ○いじめ対策委員会                                       |                                                | ○いじめ等に関するアンケート<br>(人権教育)          | ○アンケート結果の分析・検討<br>必要に応じて対処(生徒指導) |
| 11 月 | ○PTA 研修会<br>保護者向けの人権<br>(いじめ)の講演など<br>○いじめ対策委員会 | ○人権集会(人権担当)                                    | ○教育相談                             |                                  |
| 12 月 | ○いじめ対策委員会                                       | ○学年集会                                          | ○三者懇談後、生徒の様子により<br>保護者と懇談         |                                  |
| 1 月  | ○いじめ対策委員会                                       |                                                | ○いじめ等に関するアンケート<br>(生徒指導)          | ○アンケート結果の分析・検討<br>必要に応じて対処(生徒指導) |
| 2 月  | ○学校評議員会<br>○いじめ対策委員会                            |                                                |                                   |                                  |
| 3 月  | ○いじめ対策委員会                                       | ○学年集会                                          |                                   |                                  |

年間を通して行う取り組み

- 職員朝礼・職員会議等を利用し、情報交換や生徒理解を進めながら「いじめ」の予防に努める。
- 休憩時間を含め学校生活の様々な場面で、教職員は生徒のそばに立ち、生徒の様子を見守るようにする。
- 教職員は授業中の生徒の様子を観察し、人間関係の把握に努める。

※「いじめゼロ宣言」(生徒総会)

い じ め ゼ ロ 宣 言

私たち一人ひとは、それぞれ素晴らしいよさをもっています。これをお互いに学び合ったり、認め合ったりすることが大切です。そして、仲間と共に学んだり、協力しながら活動する中で、仲間のすばらしさや喜びを知ることができるなら、楽しく充実した学校生活が送れるのではないのでしょうか。

しかし、学校内にいじめがあると、私たち一人ひとりに当然認められている権利が侵害され、健全な学校生活が送れなくなります。

そこで私たちは、一人ひとりの人権が尊重され、いじめがなくみんなが明るく楽しい学校生活が送れるようにするために、次のことを宣言します。

- 1 人の心やからだを傷つけるいじめは、どんなことがあってもしません。
- 2 いじめがもしあったら、みんなの問題として解決します。
- 3 人のよいところをすすんで見つけ、認めます。
- 4 相手の気持ちを考え、思いやりのある言動をします。
- 5 いじめに気づいたら、すぐに注意し、二度と起こらないようにします。
- 6 いじめられたら、勇気を出して相談します。
- 7 相談されたら、親身になって考えます。
- 8 注意されたら、素直に聞いてすぐ直すように努力します。
- 9 個人の違いを認め、決して、偏見をもちません。

[平成8年11月28日 船穂中学校生徒会]